

4

## 分野別政策

# 4

# 分野別政策

基本構想の「九つのビジョン」を行政の各分野において具体化し、4つの分野別の体系で表したものです。

基本構想で示された目標や理念を踏まえて、法定計画などの個別計画を策定するため、各分野の課題や方針、施策の方向を明らかにしています。

各分野の項目は、「現状・課題等」、「取組み事業の内容」、「関連する法令、条例、個別計画等」、「取組み事業の体系」から構成されています。

## 健康・福祉



- 1 健康づくりの推進**
  - 生涯を通じた一人ひとりの健康づくりの推進 ● 健康に関する安全と安心の推進
  - 介護予防の総合的な推進
- 2 相談支援体制の確立及び保健・医療・福祉の連携強化**
  - 相談支援機能の確立と強化
  - 保健・医療・福祉の連携強化
- 3 区民、事業者等との協働による地域づくり**
  - 見守り施策の推進
  - 地域支えあいの推進
- 4 保健福祉サービスの質の向上と権利擁護の促進**
  - 高齢者・障害者の権利擁護の取組み
  - 保健福祉サービスの質の向上
- 5 地域福祉を支える基盤整備**
  - 在宅生活を支える保健福祉サービスの整備 ● 福祉人材の確保及び育成
  - 総合的な生活困窮者への支援

## 子ども若者・教育

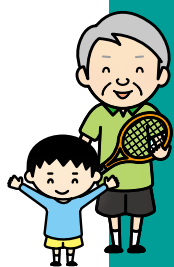


- 1 若者が力を発揮する地域づくり**
  - 若者の交流と活動の推進 ● 若者の社会的自立の促進
  - 生きづらさを抱えた若者の支援
- 2 地域社会を創る生涯学習の充実**
  - 生涯学習社会の実現 ● 社会教育の充実
  - 知と学びと文化の情報拠点としての新たな図書館の創造
  - 文化財の保護・普及活動の推進
- 3 子どもが育つ環境づくり**
  - 地域の子育て支援の推進 ● 保育・幼児教育の充実
  - 子育て家庭の支援の推進 ● 子どもの成長と活動の支援
- 4 質の高い学校教育の充実**
  - 知育・徳育・体育の充実 ● 特別支援教育の充実
  - 信頼される学校づくり ● 教育環境の整備
- 5 虐待のないまち・子ども・子育て家庭への支援**
  - 支援を必要とする子どものサポート ● 支援を必要とする家庭のサポート
  - 教育相談・不登校対策の充実

本章では、基本構想「九つのビジョン」との関連を各頁に表記しています。

九つのビジョン	表記
一、個人を尊重し、人と人とのつながりを大切にする	個人
一、子ども・若者が住みやすいまちをつくり、教育を充実する	子ども教育
一、健康で安心して暮らしていける基盤を確かなものにする	健康
一、災害に強く、復元力を持つまちをつくる	災害
一、環境に配慮したまちをつくる	環境
一、地域を支える産業を育み、職住近接が可能なまちにする	産業
一、文化・芸術・スポーツの活動をサポート、発信する	文化
一、より住みやすく歩いて楽しいまちにする	まち
一、ひとりでも多くの区民が区政や公の活動に参加できるようにする	参加

## 暮らしてコミュニティ



## 1 地域コミュニティの促進

- 区民の地域活動への参加促進 ● 区民が参画する団体の活性化促進
- 区と活動主体及び活動主体間同士の連携・協働促進
- 地域住民が参加、運営するしくみづくり

## 2 安全・安心のまちづくり

- 地域防災力の向上 ● 防火・防災力の向上 ● 犯罪抑止の取組み
- 消費者の自立支援 ● 生活相談の充実

## 3 多様性の尊重

- 人権の尊重 ● 男女共同参画の推進
- DV防止の取組み ● 多文化共生の推進

## 4 文化・芸術の推進

- 多彩な文化・芸術資源の魅力発信 ● 文化・芸術の振興と活動支援
- 文化・芸術活動の場の充実

## 5 生涯スポーツの推進

- 地域におけるスポーツ活動の推進 ● 子どもの体力向上に向けたスポーツ施策の充実
- スポーツの場の確保・充実

## 6 快適で暮らしやすい生活環境の創造

- 環境に配慮したライフスタイルへの転換 ● 自然の恵みを活かしたエネルギー利用の促進
- ごみ減量と循環型社会の形成 ● 快適で安らぎのある生活環境の維持・確保
- エコ区役所の実現と環境に配慮した公共施設整備 ● 災害時に不可欠なエネルギーの確保

## 7 産業振興・雇用促進

- 世田谷産業の基礎づくり ● 世田谷人材の充実と活用 ● 商業・サービス業の振興
- 工業・ものづくりの振興 ● 都市農業の振興 ● まちなか観光の推進

## 都市づくり

## 1 災害に強い街づくり

- 木造住宅密集地域の不燃化の促進 ● 建築物の耐震化の促進 ● 復興街づくりの推進
- 豪雨対策の推進 ● 防火・防災力の向上

## 2 みどりとやすらぎのある快適な住環境の推進

- 土地利用の適正化 ● 様々な住まいづくりと居住支援
- 協働によるみどり豊かなまちづくりの推進 ● 世田谷らしいみどりとみずの保全・創出
- 公共施設の緑化推進 ● 地下水の涵養と保全ならびに雨水の利活用

## 3 魅力ある街づくり

- 地区街づくりの推進 ● 魅力ある風景づくりの推進 ● ユニバーサルデザインのまちづくり
- 安全で快適な歩きやすい道路環境の整備 ● 魅力あるにぎわいの拠点づくり
- 京王線駅周辺街づくりの整備・小田急線上部利用の推進

## 4 交通ネットワークの整備

- 総合的交通計画の推進 ● 公共交通環境の整備
- 自転車利用環境の整備 ● 交通安全と事故防止の取組み

## 5 都市基盤の整備・更新

- 道路ネットワークの計画的な整備 ● 公園・緑地の計画的な整備
- 連続立体交差事業等に合わせた安全安心の拠点づくり ● 都市基盤の適切な維持・更新



## 4 分野別政策

## 健康・福祉



---

だれもが住みなれた地域で健康で安心して暮らし続けられるよう、  
ライフステージや健康状況に応じた  
一人ひとりの健康づくりを維持できる環境や予防施策を推進していきます。  
また、高齢者・障害者から子育て家庭など、  
支援を必要とする人が身近な地域で相談し、  
適切な支援が受けられるよう地域包括ケアシステムの構築をめざします。

---

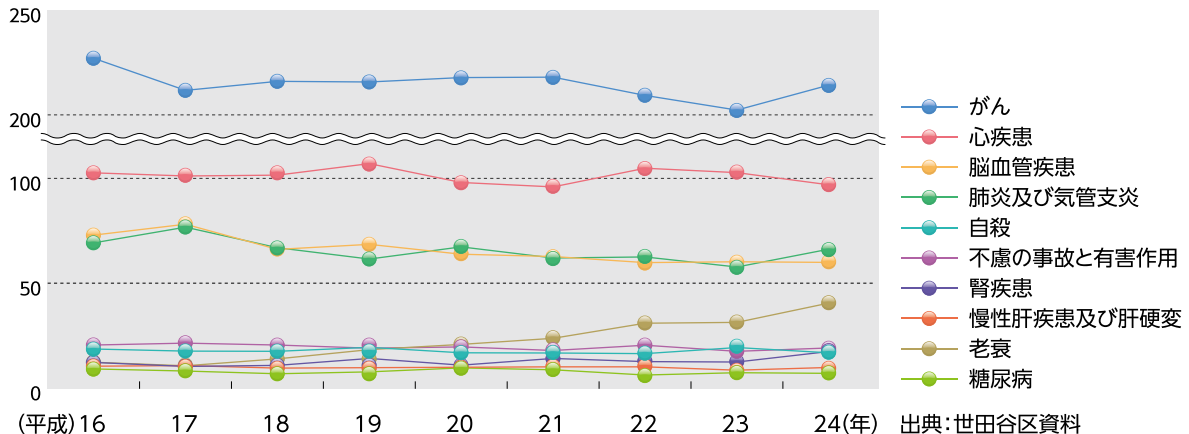
# 1 健康づくりの推進

## 現状・課題等

- 世界的にがんや循環器疾患などのNCD（Non Communicable Disease：非感染性疾患）の予防と管理を行う政策の重要性が認識されているなか、区においても肥満や糖尿病、がんなどの生活習慣病が増加傾向にあり、疾病の発生予防と重度化予防を重視した生活習慣病対策が課題です。
- 区内各地域では、育児相談、こころの健康相談ほか各種の健康相談とともに、区民との協働のもとでさまざまな健康づくり施策を推進しています。一方で、「世田谷区民の健康づくりに関する調査」（平成22年度/2010年）では、健康づくりに関する意識は高いものの、実践に結びついていない実態が見られます。ライフステージに応じて健康に関する高い意識を実践的に結びつけることができる環境整備に努める必要があります。
- 国では、平成23年（2011年）にがん、脳血管疾患、心疾患、糖尿病に精神疾患を加え、5大疾病にするなど、こころの健康づくりが必要になっています。とりわけ、うつ病をはじめとする疾患は自殺との関連が深いといわれています。全国的に自殺者が高い水準で推移し、世田谷区においても毎年150人前後が自殺で亡くなっていることから、こころの健康づくりへの支援が課題です。
- 新型インフルエンザ等の新興・再興感染症、食品等の食中毒、医薬品による健康被害等、生命や健康を脅かす事態が発生しており、感染症等の健康危機に備えた体制整備や災害時における要医療者の支援、飲料水や食品の安全・安心の確保などが課題です。
- 世田谷区の介護保険の認定率は、全国や東京都の平均と比較して高い水準で推移しています。一方で、平均寿命は、全国平均を上回っているとともに東京23区の中でも上位に位置しています。介護が必要になる恐れがある高齢者を適切に把握し、介護予防教室への参加を積極的に促していくとともに、介護予防の取組みを区民全体に周知を図る必要があります。
- 認知症になっても住みなれた地域で安心して暮らせる社会をつくとともに、区民一人ひとりが認知症の発症予防や遅延をめざす栄養や運動など、認知症予防プログラムを一層推進していくことが必要です。

### ■主な死因別死亡率の推移

(人口10万対)



## 取組み事業の内容

### 1 生涯を通じた一人ひとりの健康づくりの推進

- 社会全体に大きな影響を及ぼすさまざまな健康課題や、区民の健康づくりの基本となる課題として、がん対策を含む「生活習慣病対策の推進」と自殺予防対策を含む「こころの健康づくり」を重点的かつ総合的に取り組みます。

### 2 健康に関する安全と安心の推進

- 新型インフルエンザ対策等の新興・再興感染症対策の充実や災害発生時に備えた医療体制をはじめとする整備等、区民の健康に関する安全と安心を確保するため、必要な環境整備や健康危機管理に取り組みます。

### 3 介護予防の総合的な推進

- 介護が必要となる高齢者（二次予防事業対象者）を効率的・効果的に把握し、介護予防事業の普及啓発を行います。介護予防教室の案内に努め参加者を増やすなど、健康づくり、スポーツ等との政策と連携し、区民の多様なニーズに対応した施策の展開を図ります。
- 認知症対策について、医療や介護等関係機関との連携を強化し、認知症の方を早期に発見し、医療や福祉による早期対応のため、認知症在宅推進サポートセンターの整備に取り組みます。

## 関連する法令、条例、個別計画等

地域保健法、健康増進法、食育基本法、がん対策基本法、自殺対策基本法  
健康づくり推進条例、健康せたがやプラン第二次、第3期障害福祉計画  
第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

## 取組み事業の体系

### 健康づくりの推進

#### 生涯を通じた一人ひとりの健康づくりの推進

- 生活習慣病対策の推進(がん対策を含む)
- こころの健康づくり

#### 健康に関する安全と安心の推進

- 健康危機管理

#### 介護予防の総合的な推進

- 介護予防事業
- 認知症在宅推進サポートセンターの整備

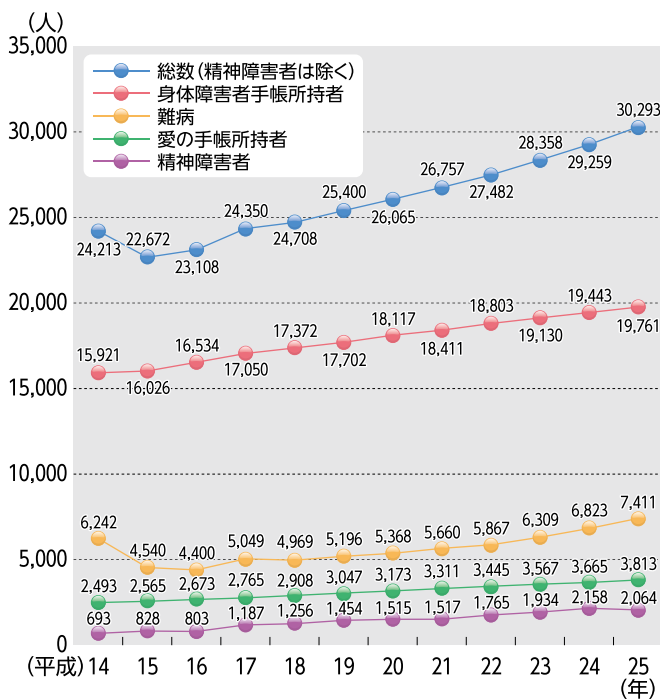


## 2 相談支援体制の確立及び保健・医療・福祉の連携強化

### 現状・課題等

- 世田谷区の高齢者人口は増え続けており、平成25年(2013年)の約16万3千人から今後も増加傾向が続く見込みです。平成37年(2025年)には、団塊の世代が後期高齢者(75歳以上)になり、高齢者人口に占める後期高齢者の割合がさらに大きくなり、今後も支援が必要な高齢者の増加が予測されます。障害者の数も年々増加傾向にあり、また難病や発達障害等が新たな対象となるなど、障害者制度の対象が拡大しています。
- 高齢者、障害者、子どもなど、個別のケースと制度(法令)に沿った相談支援を行っていますが、介護と障害、子育て等の問題が同時に発生し、複合化しているケースが増えています。地域の人が問題に気づき、身近に気軽に相談できる体制の整備が必要です。
- 住民が身近なところで気軽に相談ができるように、身近な行政拠点である「出張所・まちづくりセンター」などで、相談機能の利便性の向上を図る必要があります。また、多様化、複雑化する問題や制度のはざまの問題、複合化した問題に対して、適切な支援が受けられるように、コーディネート機能の強化を図っていく必要があります。
- 高齢化の進展に加え、療養病床再編や入院期間短縮の動きもあり、医療と介護を要する高齢者の地域での在宅生活への支援の重要性が増しています。

■障害者数の推移



(各年4月1日現在)

※身体障害者手帳範囲拡大:平成10年度ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害  
 ※難病欄の数字:平成12年度までは心身障害者福祉手当受給者数。平成13年度より東京都の難病医療費等助成(小児慢性疾患は除く)の申請件数。

※身体障害者手帳と愛の手帳の重複者あり。総数から除く。

出典:世田谷区資料

■あんしんすこやかセンター\*延相談者数 (単位:人)

地区名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
池尻	4,014	5,796	7,443	6,592	6,073	6,576	7,141
太子堂	2,403	2,636	2,697	2,721	3,462	4,613	5,182
若林	3,941	3,371	5,379	5,780	5,560	5,637	6,132
上町	4,025	5,794	6,464	6,806	5,346	8,760	8,795
経堂	4,520	5,084	5,307	5,193	4,707	4,796	3,914
下馬	6,277	5,009	5,088	6,031	5,452	5,525	6,913
上馬	2,737	2,845	3,114	4,233	3,526	4,160	4,323
梅丘	2,736	3,041	3,099	4,285	4,797	4,963	4,299
代沢	3,817	4,702	4,542	4,593	4,002	4,000	3,382
新代田	2,192	2,248	4,836	6,148	5,742	4,499	3,341
北沢	3,845	3,679	5,037	5,072	4,997	5,114	4,635
松原	3,107	4,506	5,027	5,241	7,095	6,298	5,033
松沢	2,582	2,623	3,454	3,552	5,053	4,352	4,172
奥沢	3,691	6,192	5,834	4,988	4,462	4,109	4,105
九品仏	2,926	4,194	3,620	4,269	3,772	3,106	3,577
等々力	3,625	3,137	3,566	3,518	3,550	4,273	3,723
上野毛	2,817	3,031	4,647	5,331	4,440	4,430	3,576
用賀	5,608	5,822	5,624	6,471	5,681	6,960	6,546
深沢	4,697	5,482	5,066	9,054	5,632	6,679	7,851
祖師谷	2,807	2,858	3,397	4,821	4,704	5,089	5,869
成城	2,985	2,914	3,790	5,997	7,029	7,847	10,095
船橋	3,524	5,495	6,730	6,463	5,541	4,735	3,968
喜多見	2,651	2,338	2,693	3,487	3,627	3,708	4,295
砧	3,392	3,384	3,340	3,244	4,938	5,062	5,431
上北沢	3,119	3,217	3,233	4,111	5,103	7,230	6,721
上祖師谷	3,816	6,190	5,542	5,862	3,190	3,567	3,808
烏山	4,206	7,002	7,331	8,824	9,264	8,880	9,158
合計	96,060	112,590	125,900	142,687	136,745	144,968	145,985

出典:世田谷区資料



## 取組み事業の内容

高齢者や障害者、子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者など、支援を必要とするあらゆる人が、身近な地区で相談することができ、多様なニーズに対応した保健、医療、福祉などのサービスが総合的に提供される、「地域包括ケアシステム\*」の構築をめざします。

### 1 相談支援機能の確立と強化

- 高齢者だけではなく、障害者や子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者などの生活上の困りごとや悩みに対して、早期に相談窓口に足を運び相談を受けられるよう、あんしんすこやかセンターと社会福祉協議会とともに、身近な地区での総合相談を実施します。
- 高齢者の介護ニーズや児童の保育ニーズなどのように顕在化している問題だけでなく、虐待、DV、自殺や引きこもりなど、見えにくい課題や、多くの問題が関係しあっている複合問題などを地域のなかで発見・把握し、行政と区民、地域の活動団体、事業者等が協働・連携して地域課題に取り組み、解決を図ります。

### 2 保健・医療・福祉の連携強化

- 住みなれた地域で高齢者等が在宅療養生活を安心して送れるよう、「医療連携推進協議会」のもとにさらなる保健・医療・福祉関係者の連携を推進します。

## 関連する法令、条例、個別計画等

介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律  
 地域保健医療福祉総合計画、第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画  
 せたがやノーマライゼーションプランー世田谷区障害者計画ー、第3期障害福祉計画

## 取組み事業の体系

相談支援体制の  
 確立及び保健・  
 医療・福祉の  
 連携強化

### 相談支援機能の確立と強化

- 相談支援の確立

### 保健・医療・福祉の連携強化

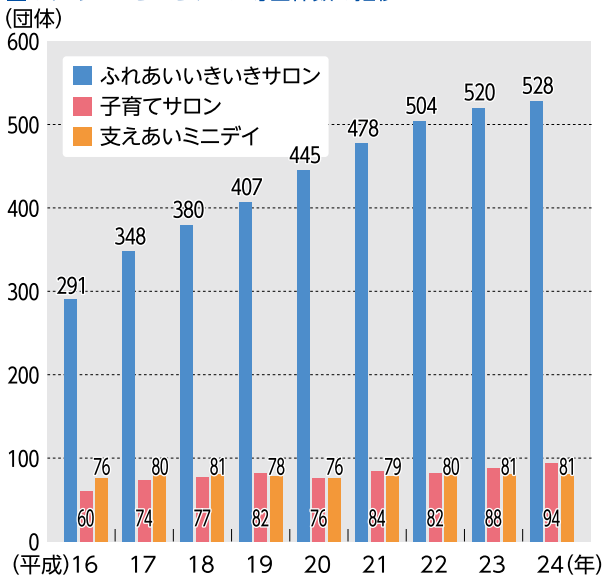
- 保健・医療・福祉の連携の推進

### 3 区民、事業者等との協働による地域づくり

#### 現状・課題等

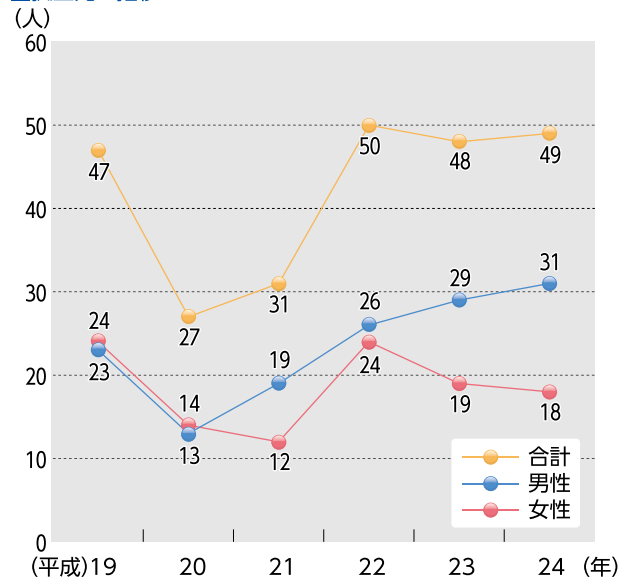
- 地縁や血縁などの絆の希薄化が進んでいるとともに、プライバシーを重視したライフスタイルが定着してきており、孤立死や虐待、消費者被害などの問題が増えています。国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、65歳以上のひとり暮らし高齢者のなかで、だれかと話をしたのが「2週間に1回以下」と答えた男性が17%、同じくひとり暮らしでも女性は4%でした。特に男性に孤立化の傾向が強いことがわかります。
- 高齢者等への支援を必要とする人の日常生活の異変を速やかに相談機関や専門機関につなげ、必要なサービスや支援、見守りを提供するなど、地域におけるネットワークづくりに区民・事業者など、さまざまな団体が関わっていくことは重要です。
- すでに区内では、700を超える高齢者のサロン等が運営されています。ひとり暮らしの高齢者等が、地域と関わりを持ちながらいつまでも安心して生活できるよう、地域住民による自主的・自発的な支えあい活動を支援し、拡充していく必要があります。また、これらの活動を支える拠点（例：ふれあいの家\*、地域共生のいえ\*等）の確保が課題であり、既存施設の有効活用など多様な手法による確保に努め、だれもが気軽に立ち寄れる場所づくりが大切です。
- 地域においては、さまざまな課題やニーズが潜在しています。区民や事業者等と連携・協力し、身近な地域の福祉的課題を解決していくしくみづくりが必要です。また、団塊の世代が高齢期を迎えるなかで、新たな地域の担い手を発掘・育成・活用して、地域住民が主体的に参加する新たな地域の支えあい活動を創出していく必要があります。
- 近年の自然災害の被害者の多くが高齢者等であることから、災害時要援護者\*対策についての支援体制をつくるのが課題です。

■ ふれあいきいきサロン等団体数の推移



出典：世田谷区資料

■ 孤立死の推移



※区及びあんしんすこやかセンターで把握した人数  
出典：世田谷区資料

## 取組み事業の内容

### 1 見守り施策の推進

- 地区のさまざまな活動団体が主体的に参加するネットワークを展開し、地区内に普及啓発を図ることにより、高齢者の異変をいち早く発見し、あんしんすこやかセンターなどの相談機関に速やかにつなげ、見守りや必要な支援を提供するしくみを構築します。

### 2 地域支えあいの推進

- 社会福祉協議会と連携し、活動の場の確保や整備を進めるとともに、住民と協働し地域福祉を向上させるため、見守りや権利擁護施策等における地域人材の発掘、育成、活用を推進します。地域・地区の区民によるコミュニティスペースを活用した活動を支援し、空き家・空き室を地域福祉の社会的資源として活用し、住民運営の公共サービスの裾野を広げます。

### 3 地域防災力の向上（再掲）

- 地域関係団体との協力のもと、地域における災害時要援護者への支援に取り組みます。

## 関連する法令、条例、個別計画等

地域保健医療福祉総合計画

せたがやノーマライゼーションプランー世田谷区障害者計画ー

第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、第3期障害福祉計画

## 取組み事業の体系

区民、事業者等  
との協働による  
地域づくり

### 見守り施策の推進

- 地区高齢者見守りネットワーク

### 地域支えあいの推進

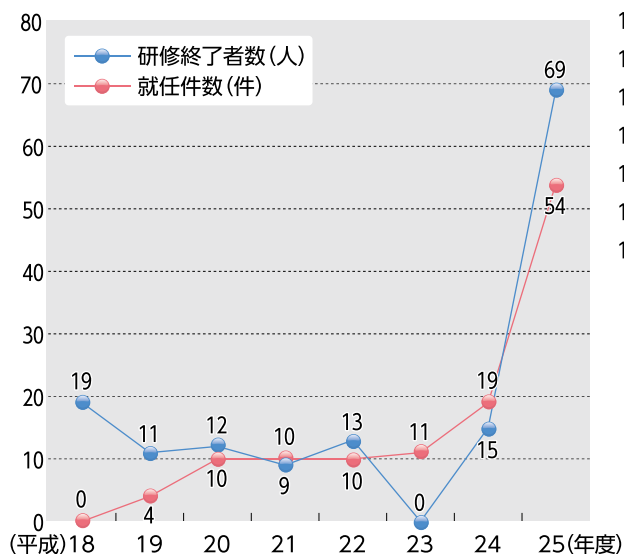
- 人材の発掘をはじめとした地域資源の創出

## 4 保健福祉サービスの質の向上と権利擁護の促進

### 現状・課題等

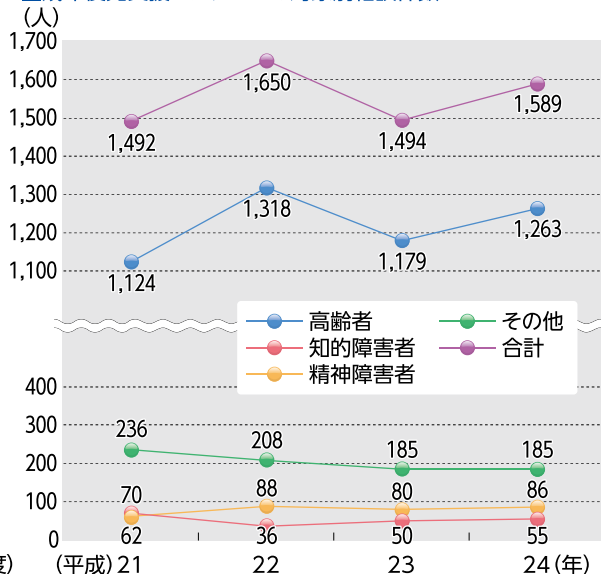
- 権利擁護の取組みとして、成年後見センター\*を中心に、あんしんすこやかセンター等と連携し、相談や利用支援を推進しています。人として尊重され、誰もが安心して暮らすことができる社会をつくるためには、保健・福祉のなかに人権・権利擁護をしっかりと位置づける必要があります。他者の尊重や、痛みを受け止めて尊重する福祉サービスが必要となります。
- 地域住民の互助による見守りや支えあいの取組みをより一層促進し、近隣の住民同士の協力関係を築くとともに、虐待防止のネットワークや、成年後見制度など、権利擁護の取組みを充実させ、支援を必要とする人の生活の安心を守っていく必要があります。
- 福祉ニーズが多様化・複雑化し、サービス提供事業者も年々増加しているなか、サービスの質を確保することで区民が安心してサービスを利用できる環境整備への取組みが、一層重要性を増しています。
- 福祉サービスを提供する事業者は、常に利用者の立場に立ち、主体的にサービスの改善に努めなければなりません。事業者間でサービスの質の向上に対する意識に格差があり、必ずしも十分な取組みに繋がっていないことが課題となっています。
- 福祉サービスの利用者は、サービスを自己選択する上でサービス内容に関するさまざまな情報を必要とします。今後は、サービス内容や評価に関する情報の公開に一層取り組むとともに、利用者が情報を有効に活用できるよう支援する必要があります。
- 地方分権改革\*等により、事業者への区の指導権限等が拡充するなか、区は法令基準を徹底することでサービスの質を担保しなければなりません。また、福祉サービスの質を効果的・持続的に高めるには、利用者や区民にサービス提供に積極的に関与してもらう環境を整えることが課題となります。

■ 区民成年後見人の養成研修修了者数、就任件数の推移



\*平成23年度の養成研修は、計画期間中に研修修了者数が目標を達成したため休止  
 ※平成25年度は12月現在  
 出典：世田谷区資料

■ 成年後見支援センターへの対象別相談件数



出典：世田谷区資料

## 取組み事業の内容

### 1 高齢者・障害者の権利擁護の促進

- 認知症の方や知的障害、精神障害をお持ちの方などの地域生活の安心を支援するため、権利擁護の取組みについて、成年後見制度\*等の普及啓発や区民後見人の育成を図ります。また、後見活動の長期化・多様化に対応するため法人後見活動の取組みを推進するなど、社会動向を注視しながら利用者のニーズにあった支援に社会福祉協議会と連携して取り組みます。

### 2 保健福祉サービスの質の向上

- 高齢者や障害者、子ども等が住みなれた地域で自分らしく生活するためには、質の高い保健福祉サービスを安心して利用できる環境が必要です。そのため、事業者のサービスに関する情報を積極的かつ分かりやすく発信し、利用者の自己選択を支援するとともに、計画的かつ適正な指導検査によってサービスの質を担保します。

## 関連する法令、条例、個別計画等

地域保健医療福祉総合計画

せたがやノーマライゼーションプランー世田谷区障害者計画ー

第3期障害福祉計画、第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

## 取組み事業の体系

保健福祉サービスの  
質の向上と  
権利擁護の促進

### 高齢者・障害者の権利擁護の促進

- 成年後見制度等権利擁護の取組み

### 保健福祉サービスの質の向上

- 第三者評価による質の向上

## 5 地域福祉を支える基盤整備

### 現状・課題等

- 高齢化の進展に伴い、要介護高齢者も増えるなか、今後も引き続き高齢者へのサービス基盤を確保していく必要があります。国が介護給付の中・重度者への重点化を方針として打ち出すなか、軽度者の日常生活を支援する生活支援サービスの提供に取り組むとともに、介護予防の施策を効果的に展開していく必要があります。
- 障害者が地域で自立した生活が送れるよう、住まいの場であるグループホーム等の整備に取り組んでいますが、基盤は充分とはいえない状況です。
- 障害者就労支援センターが中心となり、施設の就労支援へのサポートなどを行うことにより、障害者就労は着々と進んでいますが、さらに発達障害などの障害特性に合わせた就労支援を進め、多様なニーズに応じた働き方について検討する必要があります。
- 障害者のライフステージに応じた日中活動を中心とした社会参加が進められるよう、個別ニーズに応じた多様な活動の場、移動支援やコミュニケーション支援等の充実が必要です。
- 急激な社会状況の変化に応じた新たなサービスや、地域での着実なサービス提供を一層推進していくため、保健・医療・福祉の連携がますます重要となることに加え、良質で多様な住まいの確保とともに、区民の在宅生活を支える全区的なしくみづくりが必要となっています。
- 高齢者をはじめとして子ども・障害者も含めた支援のできる区民ボランティアや専門職などの福祉人材の確保及び育成とともに、家族の支援を充実していく必要があります。
- 若年層の自立支援に力を注ぎ、就労支援策や生活保護を受けずに自立が図られる支援、生活保護から早期に自立するための就労意欲の喚起等、若者が再チャレンジできるとともに、将来に期待が持てるしくみが求められています。

#### ■地域密着型サービス及び都市型軽費老人ホーム整備数の推移

(平成25年度末)

	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		夜間対応型訪問介護		認知症対応型通所介護		小規模多機能型居宅介護(通所数)		認知症対応型共同生活介護		都市型軽費老人ホーム	
	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	定員数	箇所数	定員数	箇所数	定員数	箇所数	人数
平成17年度以前					18	208			7	99		
平成18年度			2	600	1	3	2	19	2	36		
平成19年度			-1	-300	2	15						
平成20年度					1	3			3	54		
平成21年度				300	5	51		2	2	36		
平成22年度					1	12			2	24		
平成23年度					-1	-12						
平成24年度	2	83			-2	-18	1	12	6	108	1	20
平成25年度	1	40	1	50	1	12	1	6	5	108	1	20
合計	3	123	2	650	27	294	7	84	33	612	2	40

※「-」は事業廃止等による

出典:世田谷区資料

#### ■区内障害者施設・就労支援センターからの就職者数の推移

(平成26年1月・障害者地域生活課)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度(1月末現在)
すきっぷ就労相談室	13	11	19	17	19	18	16	16	15
しごとねっと	47※1	63※1	43※1	30	30	22	27	51	35
すきっぷ通所	26	14	16	21	21	16	12	17	14
すきっぷ以外の就労支援施設	※2	※2	26	25	30	31	37	32	29
合計	86	88	104	93	100	87	92	116	93

※1:「しごとねっと」について、17～19年度の就職者数の3～5割は、施設利用者と重複。20年度以降については、施設利用者の場合は各施設からの就職者にカウントしている。

※2:17、18年度は自立支援法施行以前のため、すきっぷ以外の施設の就職者数は不明。

出典:世田谷区資料



## 取組み事業の内容

### 1 在宅生活を支える保健福祉サービスの整備

- 高齢者や障害者等が可能な限り住みなれた地域で日常生活を送ることができるよう、地域密着型サービス\*や障害者グループホーム\*等の計画的な整備・誘導を図るとともに、家族介護者の負担軽減等を図るため、ショートステイ\*の基盤確保を推進します。
- 障害者の社会参加を推進するため、障害者の就労支援を促進するとともに、個々のニーズに応じた多様な活動の場、日中活動プログラムの充実を図ります。
- 都立梅ヶ丘病院跡地の一部を活用して、相談支援・人材育成、健康づくり、高齢者支援、障害者支援等の全区的な保健・医療・福祉の拠点機能の整備を図ります。また、梅ヶ丘駅周辺地区を「保健福祉の街づくり重点ゾーン」とし、全区的な福祉の拠点とします。

### 2 福祉人材の確保及び育成

- 福祉人材育成・研修センターの機能を見直して、子どもや障害者への対応も含めた福祉人材育成拠点として発展させ、多機関・多職種との連携を推進するなど、機能の拡充を図ります。

### 3 総合的な生活困窮者への支援

- 生活困窮者の就労に関する相談や支援、自立支援等に関する課題を整理し、さまざまな機関との連携を図り、新たな就労支援のしくみを整備します。

## 関連する法令、条例、個別計画等

介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律  
 第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、第3期障害福祉計画、せたがやノーマライゼーションプランー世田谷区障害者計画ー、梅ヶ丘病院跡地利用基本構想調整プラン

## 取組み事業の体系

### 地域福祉を支える 基盤整備

#### 在宅生活を支える保健福祉サービスの整備

- 地域密着型サービス等の整備・誘導
- 障害者グループホーム等の整備・誘導
- 障害者就労の促進
- 全区的な保健・医療・福祉拠点の整備

#### 福祉人材の確保及び育成

- 福祉人材育成・研修センターの機能拡充

#### 総合的な生活困窮者への支援

- 自立支援の推進



## よみもの



基本計画(素案)への区民意見提出手続(パブリックコメント)で  
いただいた主な区民意見

分野別政策

健康・福祉

分野別政策中分野	意見概要
相談支援体制の確立 及び保健・医療・ 福祉の連携強化	だれもが安心して生きがいのある生活を送ることができる地域福祉を推進してほしい。
区民、事業者等との 協働による地域づくり	市民が日常生活を送る生活圏において、地域福祉の提供者としての参加することができる場であり、また、必要に応じて利用者として支援を受けることもできる「循環型」による地域支援のしくみをつくるのはどうか。
区民、事業者等との 協働による地域づくり	ますます、高齢化社会を迎える中で、高齢者と若い人々がお互いに支え合うまちづくりを望む。
保健福祉サービスの 質の向上と権利擁護の 促進	障害者や認知症の人については、私たち周りがきちんと勉強することによって理解できる。勉強することによって理解が進めば問題も少なくなる。
地域福祉を支える 基盤整備	最も大切なことは「人材の育成」になる。障害をもつ人々や高齢者がどのような希望をもって地域で暮らしていきたいか、よく理解する必要がある。

# 子ども若者・ 教育



子どもをとりまく状況は、就学前児童の人口が増え、  
保育待機児や在宅子育て支援等が重要となります。

また、地域社会があたたかく子育てを見守り支えることや、  
多世代が子どもに関わる地域の教育力の向上が期待されます。

また、子どもや子育て家庭への支援やサポートも行います。

これまで行政との接点が多くなかった若者に地域を担ってもらう必要があります。

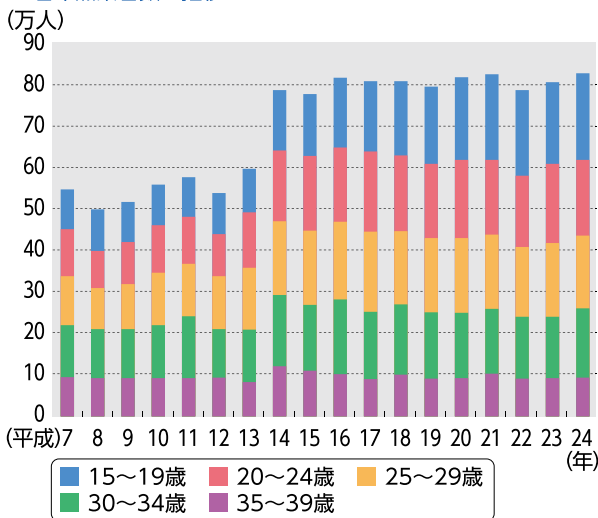
一方、コミュニケーション力が不足するなど、  
自立した生活ができない若者等へ学校・家庭・地域で一体となった支援に取り組みます。

# 1 若者が力を発揮する地域づくり

## 現状・課題等

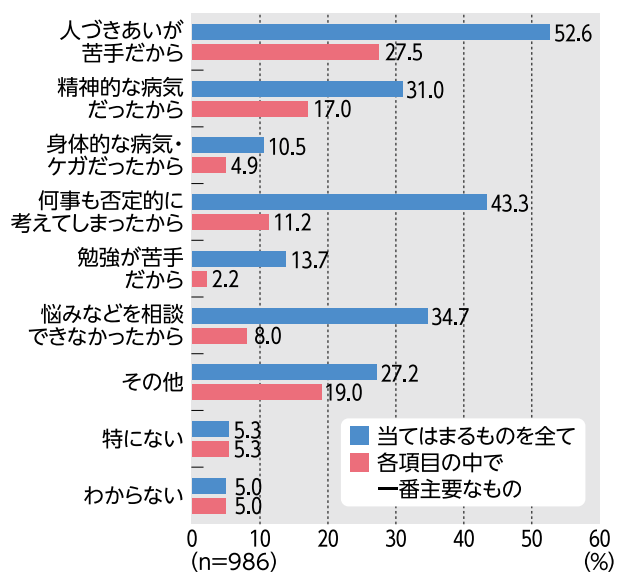
- 若者が活発に地域で活動することで、子どもから高齢者までの世代を超えた交流の活性化を生み出します。また、若者自身もさまざまな経験を積み重ねながら成長する機会となり地域の担い手となります。しかし、地域に関心を示さない若者、参加の機会や情報を得られない若者も多く見受けられ、孤立化して悩んでいる若者も少なくありません。
- 地域の中にも中高生世代が中心となって、同世代だけでなく多様な地域住民とも主体的に関わりを持ちながら、自主的に活動できる場所が必要とされています。今できることに加え、地域の担い手となる若者の育成と、活躍できる身近な場づくりが求められています。さらに中高生世代の居場所としての役割も果たしている児童館や社会教育施設の機能を拡充するために、活動時間帯、使用目的などに応じた使用方法等のあり方を検討していきます。
- フリーターや派遣労働をはじめとした非正規雇用の増加とともに、就労意欲があるにもかかわらず就労に結びつかない、また、自らの適性にマッチした仕事に就くことができない若者が増えています。学校や社会での居場所を見つけられないひきこもり、ニートといわれる就労が困難な若者の支援の必要性が高まっています。
- 長い間の孤立した生活から社会性やコミュニケーション力などの問題が生じて、生きづらさを抱えたまま自立した生活ができない若者や、親の収入に依存した生活を送る若者の状況は社会的損失でもあり、こうした若者は将来の生活困窮者の予備軍とも想定されています。
- 小・中学生のころからのいじめや社会への不適応が原因で、不登校やひきこもり、精神疾患等の二次障害を抱え、社会に居場所のない若者が見られることから、家庭・学校・地域の連携した予防的支援が必要になっています。

■若年無業者数の推移



※1:ここでいう若年無業者とは、15~34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者。グラフでは参考として35~39歳の数値も記載。  
 ※2:平成23年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。  
 出典:総務省「労働力調査」

■社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった理由



出典:内閣府「若者の考え方についての調査」(平成24年)

## 九つのビジョン

個人 子 ども 教 育 健康 災害 環境 産業 文化 まち 参加

## 取組み事業の内容

若者が多様な交流のなかで成長し、活躍する場を地域とのかかわりのなかで作りと、若者を核とした地域の活性化をめざすとともに、対人関係をうまく築けない若者などへの支援に取り組みます。

## 1 若者の活動と交流の推進

- 若者が地域や社会とつながることができる場や機会の充実に取り組み、若者の持つ構想力や行動力、活動力などを町会・自治会・地域活動団体の協力・連携により、地域の活性化に活かします。また、NPOなどが担っている多様な社会参加の活動とつなぎます。

## 2 若者の社会的自立の促進

- 若者に対して、将来の職業イメージの醸成、進路を自ら定め、能力を活かせるよう支援するとともに、就職活動の実践能力を高め、就労に結びつけます。また、小・中学校では、子どもたちに、社会の構成員としての自覚を醸成し、社会的・職業的自立に向けた能力を育成します。

## 3 生きづらさを抱えた若者\*の支援

- 安心して利用でき、対人関係や社会生活に対する自信を取り戻せるような「居場所」を創設し、相談支援機能の強化を図るとともに「専門支援機関」と有機的に連携し、重層的に支援が行えるしくみを構築します。また、若者の問題に対応したこころの健康づくりに取り組みます。

## 関連する法令、条例、個別計画等

次世代育成支援対策推進法、子ども計画後期計画、第2次教育ビジョン、産業振興計画

## 取組み事業の体系

若者が力を  
発揮する  
地域づくり

## 若者の交流と活動の推進

- 地域の担い手づくり

## 若者の社会的自立の促進

- 若年者の就労支援

## 生きづらさを抱えた若者の支援

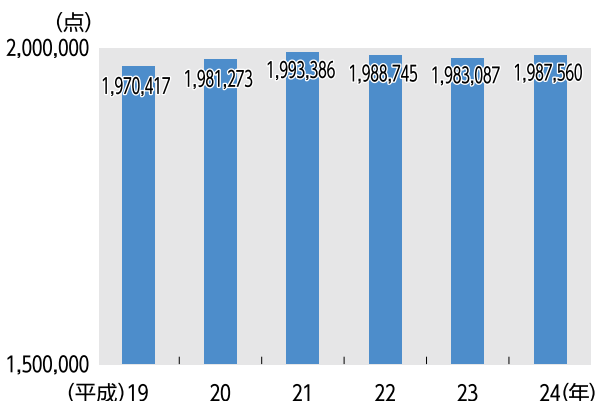
- 総合的な若者支援拠点の整備
- こころの健康づくり(若者の問題に対応)

## 2 地域社会を創る生涯学習の充実

### 現状・課題等

- 教育委員会における学校・家庭・地域の連携、協働による地域の教育基盤の整備は、PTAや青少年委員の活動などによって一定の成果をあげています。今後は、地域の多様な社会的資源と連携協働して、区民参画型の事業を充実させ、学習の成果を社会生活や、地域コミュニティへの参加に結び付けていく支援が求められています。また、学校や地域で市民大学、区内大学等とのネットワークや、文化・芸術・スポーツを子どもたちや区民が身近に親しむ機会をつくる必要があります。
- 図書館については、課題解決支援機能の拡充、区民ニーズや社会状況の変化に柔軟に対応できる図書館ネットワークや運営体制の検討、電子化への対応、子ども読書活動の推進に取り組むとともに、来館困難者を含む図書館未利用者のニーズなども踏まえ、多様化する課題へ対応する新たな図書館機能の検討・充実が求められています。
- 区内で発見され、継承されている文化財について、登録・指定制度を活用した適切な保護・保存を図るとともに、郷土の歴史、文化を学習しようとする多様な区民ニーズに対応できる場と機会が求められています。

■図書館所蔵資料数



出典:世田谷区資料

■文化財登録数

分類	件数	解除
登録のみ	7	
指定	78	
登録・指定総数	85	
有形文化財(建造物)	23	
有形文化財(古文書)	17	
有形文化財(彫刻)	8	
有形文化財(考古資料)	8	
有形文化財(歴史資料)	7	
有形文化財(工芸品)	2	
有形文化財(絵画)	2	
史跡	9	
無形民俗文化財(民俗芸能)	3	1
無形民俗文化財(風俗慣習)	4	1
有形民俗文化財	2	
登録・指定総数	85	2

出典:世田谷区資料(平成25年12月現在)

### 取組み事業の内容

#### 1 生涯学習社会の実現

- 区民が地域の生涯学習事業への区民の主体的な参画と活動支援を通して、学習の成果を活かし地域の絆を育てるコミュニティの創造をめざします。また、市民大学や区内大学等との連携を強めて区民ニーズに応えます。

#### 2 社会教育の充実

- 地域で共に学びあい、育ちあう学習活動を支援して、学習の成果を活かして社会的な貢献につながる環境づくりを進めるとともに、活動のためのネットワークを充実し、地域の多様な人材が次代の担い手となるように支援します。

### 3 知と学びと文化の情報拠点としての新たな図書館の創造

- 中央図書館の機能拡充をめざすとともに、図書館ネットワーク(まちかど図書室、図書館ターミナル\*含む)や、施設の整備・充実、課題解決支援の方策を検討・実施します。また、子ども読書活動推進のため、学校・家庭・地域における子どもの読書活動の充実を図ります。
- 資料の充実、ICTの活用、文化施設や区内大学との連携を深め、区民の課題や学びによる生活の質を高める知と学びと文化の情報拠点とします。
- 新たな図書館機能について検討を進め、新たな図書館像を示す(仮称)第2次図書館ビジョンを策定します。

### 4 文化財の保護・普及活動の推進

- 文化財の普及・啓発を担う自主的な区民組織との連携や区民ボランティアの育成・活用など、区民と協働した取組みにより、文化財等の保護・保存及び普及・啓発を行います。郷土の歴史、文化を学習しようとする区民を総合的に、継続的に支援できる場として(仮称)郷土学習センターを整備し、郷土の歴史・文化を継承します。

## 関連する法令、条例、個別計画等

第2次教育ビジョン、教育の情報化推進計画、図書館ビジョン(第3期行動計画)、第2次子ども読書活動推進計画(第2期行動計画)、第2期文化・芸術振興計画

## 取組み事業の体系

### 地域社会を創る 生涯学習の充実

#### 生涯学習社会の実現

- 学校を核にした地域コミュニティづくり
- 市民大学、区内大学等との連携

#### 社会教育の充実

- 地域資源を生かした学習の充実

#### 知と学びと文化の情報拠点としての新たな図書館の創造

- 中央図書館の機能拡充、図書館ネットワークの整備

#### 文化財の保護・普及活動の推進

- (仮称)郷土学習センターの整備

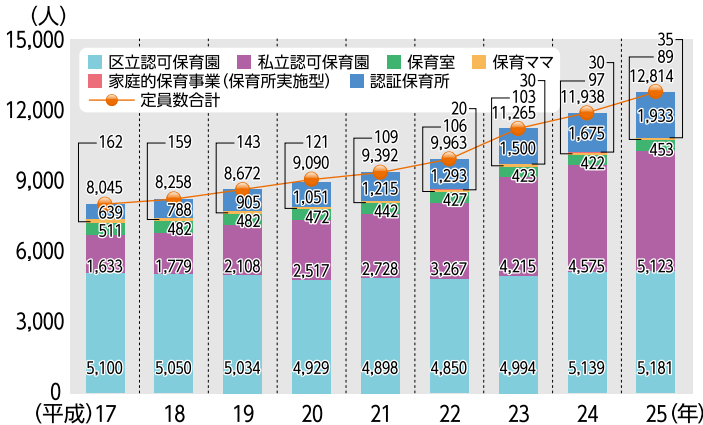


### 3 子どもが育つ環境づくり

#### 現状・課題等

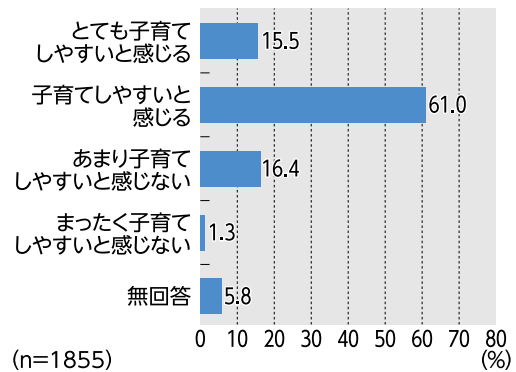
- 少子化や核家族化の進展により、子ども同士や多世代がかかわりを持つ機会、生き生きと遊び、育つ場と機会が少なくなっています。また、妊娠から安全で安心な出産、子育て環境の整備等の子どもと親の健康づくりに一層取り組む必要があります。
- 家族構成や生活形態の変化など社会環境の変容とともに、子どもや家庭と地域社会との関わりが希薄になっており、子どもが生き生きと地域の中で育ち、学ぶことができるよう地域の子育て力、教育力の向上が必要です。
- 仕事と子育ての両立を図るため、区民の価値観や就労形態に応じたワーク・ライフ・バランス\*の推進が必要です。  
また、女性の就労率の高まりや就労構造の変化に伴い、子ども・子育てに対するニーズが多様化するなか、国の新たな子ども・子育て支援の方向性を踏まえたサービス提供体制の充実を図るとともに、区民が安心して保育サービス・幼児教育を選択・利用できるよう質の向上が求められています。
- 親と子が向き合う時間が減っていること、地域のさまざまな立場の大人と出会う機会の少ないことなどに加え、ゲーム機や情報通信機器の普及による子ども同士の遊び方の変化などの影響もあり、人とコミュニケーションが上手く取れない子どもも増えており、対策が必要となっています。
- 区内に25か所ある児童館では、乳幼児からの子育て支援や小・中学生の放課後の居場所、地域とつながるコミュニティの場としての役割を充実する必要があります。

■ 保育サービス施設定員数の推移



※各年4月1日現在  
出典:世田谷区資料

■ 子育てしやすい環境



(n=1855)  
※0～9歳までの子どもの保護者対象  
出典:世田谷区子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査(平成25年9月)



## 取組み事業の内容

### 1 地域の子育て支援の推進

- 学校・家庭・地域が連携し、子ども同士が安全に遊び、それを見守る地域の人がいる場づくりや、親子が参加できる交流・講座等、子どもと親の健康づくりや地域で子育てを支援する場と機会を増やします。

### 2 保育・幼児教育の充実

- 国の子ども・子育て関連3法\*等を踏まえ、幼児教育の充実のための研究・研修等の機能や、地域の子育て支援の拠点的功能を担う施設整備、保育施設間におけるネットワークの支援や人材育成の強化等、幼児教育と子育て支援事業の充実に向け、環境の整備を図ります。

### 3 子育て家庭の支援の推進

- 家庭教育への支援、子育てや子育て支援に関する情報提供を充実するとともに、子育て中の親子が身近な場所で気軽に立ち寄り、交流・相談ができる場や子どもを一時的に預かる場を充実することにより、保護者の学びの機会の充実、育児や子育ての負担感の軽減や孤立の予防を図ります。

### 4 子どもの成長と活動の支援

- 地区の子育てネットワークの強化・充実を図ることにより、それぞれの年齢や成長に対応する体験や社会参加の場を確保し、子どもの自主性を尊重しながら自立を応援します。また、中高生世代の社会参加への意欲醸成、次代の担い手づくりなど、活躍できる環境を整え、児童館や社会教育施設を活用した活動支援に取り組みます。

## 関連する法令、条例、個別計画等

次世代育成支援対策推進法、子ども・子育て関連3法、母子保健法、子ども計画後期計画  
第2次教育ビジョン

## 取組み事業の体系

子どもが育つ  
環境づくり

### 地域の子育て支援の推進

- 社会全体で子どもを育む地域活動の支援

### 保育・幼児教育の充実

- 保育サービスの充実と質の維持、向上
- 幼児教育充実のための研究・研修機能の整備

### 子育て家庭の支援の推進

- 在宅の子育て支援の充実

### 子どもの成長と活動の支援

- 子どもの参加・参画

## 4 質の高い学校教育の充実

### 現状・課題等

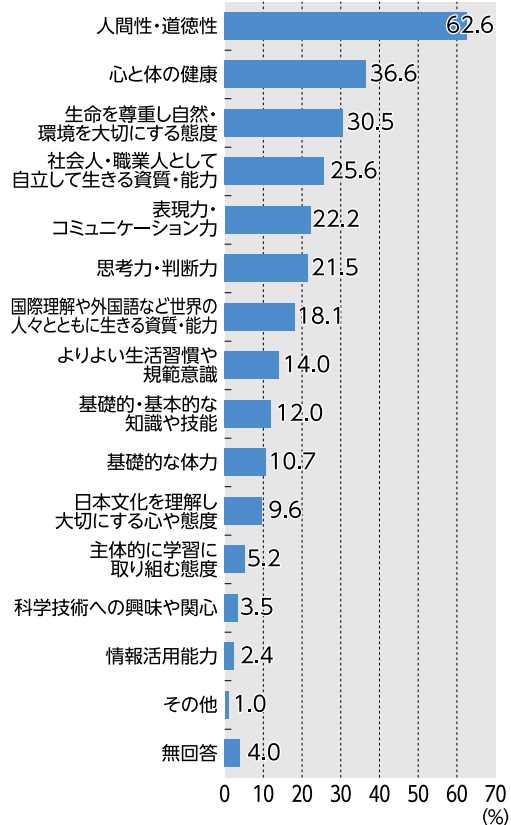
- たくましく生きていくための基盤となる豊かな人間性、豊かな知力、健やかな身体を育み、子どもたちの自尊感情や自己肯定感を高めるとともに、理数・英語教育や、体力の向上、教育の情報化など、変化の激しいこれからの社会に欠かすことのできない資質・能力を育む授業を推進する必要があります。
- 「障害者の権利に関する条約」を踏まえたインクルーシブ教育\*システムの構築など、共生社会の実現に向けたさまざまな取組みを踏まえ、特別支援教育を一層推進することが求められています。
- 子どもたちの教育に直接携わる教員の資質・能力の向上が必要とされています。特に、近年増加している若手教員の育成が急務となっています。また、教員の職務は増加しており、子どもたちに向き合う時間や教員同士のコミュニケーションが減少していることから、校務の改善に向けた取組みも急がれます。
- 学校が、東日本大震災以降、災害時の避難所として果たす役割が一層注目されるなど、地域コミュニティに果たす役割も重視され、児童・生徒の学習・生活の場だけでなくさまざまな役割を担うように変化してきています。

■小・中学校児童・生徒数(特別支援学級・夜間学級を含む)

小学校名	学級数	児童数	小学校名	学級数	児童数	中学校名	学級数	生徒数
若林	12	229	玉川	23	735	太子堂	3	81
三宿	10	211	京西	20	556	桜丘	15	432
東大原	13	275	二子玉川	19	612	松沢	13	382
太子堂	14	434	八幡	12	351	駒沢	12	371
桜	22	570	奥沢	14	341	北沢	6	163
桜丘	23	758	尾山台	20	411	緑丘	12	392
代沢	12	297	東深沢	20	632	駒留	9	309
守山	6	152	東玉川	12	375	梅丘	12	450
多聞	13	405	桜町	27	811	桜木	11	176
世田谷	10	215	九品仏	9	206	富士	9	346
松沢	27	769	瀬田	19	570	弦巻	14	386
駒沢	16	365	等々力	19	543	奥沢	6	161
旭	16	458	用賀	24	778	八幡	8	218
中里	10	169	中町	13	389	玉川	11	353
松原	19	512	玉堤	15	450	瀬田	9	314
北沢	6	150	烏山	19	512	深沢	11	381
上北沢	15	389	塚戸	29	1040	尾山台	12	318
駒繫	13	377	祖師谷	23	664	用賀	13	417
池之上	12	289	砧	15	435	東深沢	11	297
経堂	20	605	明正	26	846	砧	19	595
弦巻	27	820	烏山北	21	578	烏山	15	512
山崎	14	370	八幡山	14	447	千歳	16	549
中丸	16	519	芦花	23	653	芦花	12	293
代田	9	253	船橋	27	720	上祖師谷	16	505
三軒茶屋	13	355	砧南	26	896	砧南	12	406
赤堤	16	499	給田	27	879	喜多見	9	266
松丘	22	737	山野	26	909	三宿	14	385
池尻	12	306	千歳	23	784	世田谷	17	439
笹原	14	386	喜多見	20	688	船橋希望	16	594
花見堂	6	125	武蔵丘	12	399	合計	343	10,491
城山	12	333	希望丘	11	214			
深沢	21	601	千歳台	22	658			
合計			合計	1,101	32,015			

※平成25年5月1日現在  
出典:世田谷区資料

■世田谷の子どもに必要な資質・能力や態度



出典:世田谷区民意識調査2013(平成25年)

## 取組み事業の内容

### 1 知育・徳育\*・体育の充実

- 子どもたちの考える力と表現する力、それらを支える学ぶ意欲と基礎・基本を育成し、自尊感情や自己肯定感の醸成を図るとともに、理数・英語教育の充実や教室内のICT環境を整備し、デジタル教材を活用した「わかる授業」の実施、教育の情報化の推進、一人ひとりの体力向上や食育の推進に取り組みます。

### 2 特別支援教育の充実

- 特別支援教育を一層進めるために、障害の種別や地域バランス等に配慮しながら、特別支援学級の計画的な整備や学校での指導体制、学校への支援体制の充実を図ります。

### 3 信頼される学校づくり

- 教員の研修・研究機能を強化し、資質・能力を高めるとともに、校務の効率化を図るための校務システムの改善等を進め、教員が児童・生徒と向き合う時間を増やす取組みを推進します。

### 4 教育環境の整備

- 老朽化等への対策と快適な学習環境整備のために、ユニバーサルデザインに基づいた改築や、改修等を計画的・効果的に進めていきます。また、避難所や地域活動の拠点など地域コミュニティの核としての役割を担えるよう配慮しながら実施します。

## 関連する法令、条例、個別計画等

次世代育成支援対策推進法、第2次教育ビジョン、教育の情報化推進計画、子ども計画後期計画、障害者基本法、せたがやノーマライゼーションプランー世田谷区障害者計画ー

## 取組み事業の体系

### 質の高い 学校教育の充実

#### 知育・徳育・体育の充実

- 世田谷9年教育の推進

#### 特別支援教育の充実

- 特別支援教育の充実

#### 信頼される学校づくり

- 教員の資質向上による質の高い学校教育の実現

#### 教育環境の整備

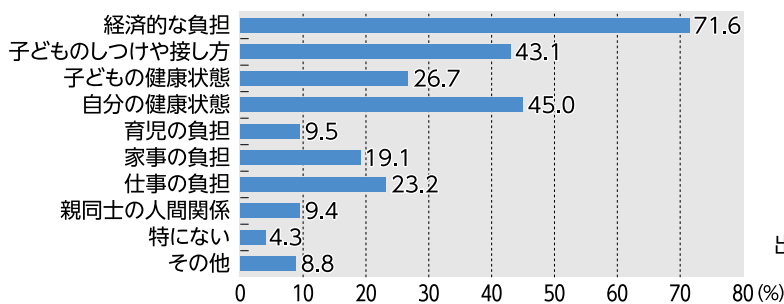
- 学校施設の整備

## 5 虐待のないまち・子ども・子育て家庭への支援

### 現状・課題等

- 区に寄せられる育児の悩みや孤立を訴える相談件数が増えていることに加え、支援を要する家庭の課題が困難かつ複雑化しており、早い段階からの継続した支援の必要性が高まっています。
- 児童虐待の防止に向けては、早期発見・早期支援が重要であるとともに、継続的な支援が必要なことも少なくありません。子どもや子育て家庭にかかわる人材育成、関係機関のネットワーク強化など、地域における支援体制の充実を図る必要があります。
- 若年齢での妊娠や出産といった子育てにおけるきめ細かい支援が必要な層や、ひとり親に対する子育て支援の講習や相談機会を増やす必要があります。
- ひとり親家庭やステップファミリー（継父母と生活する家庭）などが増加しており、継続した支援の取組みの拡充が必要です。また、地域から孤立しがちな10代同士の若年の子育て家庭や外国人の家庭などへの、きめ細かな対応が求められています。
- 地方分権の動きにおいて、都と特別区の役割を整理するための方向性の検討が進められており、児童相談所設置などの児童福祉事務の移管については、その実現に向けて準備を重ねてきています。
- いじめや不登校、性や思春期のこころの問題、虐待など、複雑化・多様化している児童・生徒とその保護者が抱えるさまざまな問題の解決を支援することが求められています。
- 妊娠から出産、産後ケア等、家族の子育て機能や地域での支援が低下しており、子どもを産み育てようとする親への支援が必要となっています。

#### ■子育てにおける悩みごと、心配なこと調査



出典：「世田谷区ひとり親家庭等アンケート」調査結果報告書（平成22年1月）

#### ■子ども家庭支援センター相談件数(実人数)

(人)

	平成24年度											
	全 域		世 田 谷		北 沢		玉 川		砧		烏 山	
	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続
合 計	819	1,176	212	259	104	177	154	168	216	320	133	252
虐 待	526	721	144	182	63	87	114	112	140	214	65	126
養 護	262	435	63	75	37	88	28	48	68	100	66	124
障害相談	3	3	0	0	1	1	2	2	0	0	0	0
非行相談	5	4	1	1	1	1	0	0	2	1	1	1
育成相談	16	4	4	0	1	0	6	3	5	1	0	0
そ の 他	7	9	0	1	1	0	4	3	1	4	1	1

出典：世田谷区資料

## 取組み事業の内容

### 1 支援を必要とする子どものサポート

- 「せたホッと\*」をはじめ、子ども自身が相談しやすい環境づくりを進めるとともに、身近なところに子どもが気軽に立ち寄れる、相談ができる、学習支援を受けられる場をつくるなどの支援の充実を図ります。

### 2 支援を必要とする家庭のサポート

- 気軽な相談機会の提供による早期対応から、複雑化した課題に対応する専門性の高い支援まで行う子ども家庭支援センターの機能を充実し、子育て家庭を切れ目なく重層的に支える体制を築きます。

### 3 教育相談・不登校対策の充実

- 児童・生徒とその保護者が抱える問題の解決を支援するため、子どもの心理的要因や家庭の福祉的要因等への対応を含めた学校内外の教育相談機能の充実および、ほっとスクール\*の拡充等の不登校対策の充実を進めます。また、医療、福祉など関係諸機関や若者支援施策との連携を図ります。

## 関連する法令、条例、個別計画等

児童虐待の防止等に関する法律、子ども計画後期計画、健康せたがやプラン第二次、第2次教育ビジョン

## 取組み事業の体系

虐待のないまち・  
子ども・  
子育て家庭への  
支援

### 支援を必要とする子どものサポート

- 子どもに関わる人材育成
- 相談機能の充実と継続した支援の環境づくり

### 支援を必要とする家庭のサポート

- 子ども家庭支援センターの機能強化
- 子育て家庭への支援の充実

### 教育相談・不登校対策の充実

- 教育相談機能の充実、不登校対策の充実

## よみもの



基本計画(素案)への区民意見提出手続(パブリックコメント)で  
いただいた主な区民意見

分野別政策  
子ども若者・教育

分野別政策中分野	意見概要
若者が力を発揮する 地域づくり	若い人、10代後半の生きづらさを抱えている人に焦点を当てるのは非常にいいことであるが、具体的にどうするのか。
地域社会を創る 生涯学習の充実	豊かな心がその地域に養われるよう、いつでも自分が必要としたときにさらに学び直せる環境を整えてほしい。
地域社会を創る 生涯学習の充実	図書館を区の周辺部も含めて整備してほしい。運営について、民間活力を有効利用して、指定管理者制度やNPOに運営の一部を任せたり、公民館機能をつけたりしてはどうか。
子どもが育つ 環境づくり	子どもたちが健全に育つことができるよう、遊び場所を整備するなど、重点的に投資し、子育て支援の多いまちにしてほしい。
質の高い 学校教育の充実	英語教育の充実をはじめ、自分の意見を素直に言える環境づくり、スポーツ教育や介助・介護の社会参加、安全なITの使用方法等を教えてほしい。